

CESRの概念ペーパー案の概要

<基準の同等性評価>

①同等性の目的

- ・ 「同等」とは基準の一致 (identical) ではない。
- ・ 投資家が、第3国の会計基準に従った財務諸表に基づき、IASに従った財務諸表に基づく場合と類似した (similar) 投資判断が可能な場合は、「同等」と言明することが可能。

②一般原則の検討

- ・ ①関連性 (relevance)、理解可能性 (understandability)、信頼性 (reliability)、比較可能性 (comparability)、②IAS と類似の項目をカバーしていること、③IAS と同一の目的 (投資家の意思決定に有用な情報を提供する目的) を有していることについて検討。

③技術的評価

- ・ 2005年1月1日から効力を有するIASと第3国基準の全体に基づいて、技術的評価を実施。
- ・ 分析は、EU及び第3国の金融・会計関係者によって、実務上共通して見出され、または知られている重要な相違 (significant differences) に限定。

④同等でない場合の結果

- ・ 「同等」の場合は調整なし。「同等でない」場合 (相違が幅広く、根本的で重要な場合) は修正再表示 (restatement)。
- ・ これらの両極端の中間的なケースの矯正措置 (remedies) として、追加的開示 (Additional Disclosures)、調整計算書 (Statement of Reconciliation)、補完計算書 (Supplementary Statements)。

⑤早期通知メカニズム

- ・ CESRは、ECから2005年1月1日以降の早期通知メカニズム (early warning mechanism) (会計基準の変更をEU当局に通知) に関する助言を求められている。
- ・ 矯正措置が適用される場合には、同等性について定期的に再評価することが適当。(現段階では、基本的に毎年再評価することが考えられる。)

<法執行メカニズムの説明>

- ・ CESRは、ECに対して、第3国の法執行メカニズムについても説明。(第3国の法執行メカニズムが効果的・効率的かどうかを評価するものではない。)